Ⅰ　四つの基本的方向性に基づく方策

１．社会を生き抜く力の養成

（１）主として初等中等教育段階の児童生徒等を対象にした取組

成果目標１（「生きる力」の確実な育成）

変化の激しい社会を生き抜くことができるよう，「生きる力」※1を一人一人に確実に身に付けさせることにより，社会的自立の基礎を培う。また，一人一人の適性，進路等に応じて，その能力を最大限伸ばし，国家及び社会の形成者として必要な資質を養う。

（※１）生きる力：いかに社会が変化しようと，自ら課題を見付け，自ら学び，自ら考え，主体的に判断し，行動し，よりよく問題を解決する資質や能力など，「確かな学力」，「豊かな心」，「健やかな体」から成る力

（確かな学力※2）世界トップの学力水準を目指す。

（※２）確かな学力：①基礎的・基本的な知識・技能の習得，②知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等，③学習意欲などの主体的に学習に取り組む態度

【成果指標】
①国際的な学力調査の平均得点を調査国中トップレベルにする。
あわせて，習熟度レベルの上位層の増加，下位層の減少。
全国学力・学習状況調査における過去の調査との同一問題の正答率の増加，無解答率の減少
②児童生徒の学習意欲の向上や学習習慣の改善
③幼・小・中・高等学校における障害のある幼児児童生徒に対する個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成率の増加

（豊かな心）豊かな情操や，他者，社会，自然・環境と関わり，自らを律しつつ共に生きる力，主体的に判断し，適切に行動する力などを持つ子どもを育てる。

【成果指標】
①自分自身や他者，社会等との関わりに関する意識の向上
・学校のきまりを守っている児童生徒の割合の増加
・自分には良いところがあると思う児童生徒の割合の増加
・人の気持ちが分かる人間になりたいと思う児童生徒の割合の増加
・将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合の増加
・地域社会などでボランティア活動などに参加している児童生徒の割合の増加など
②いじめ，不登校，高校中退者の状況改善（いじめの認知件数に占める，いじめの解消しているものの割合の増加，全児童生徒数に占める不登校児童生徒数の割合，高校中退者の割合の減少など）（成果目標６に後掲）

（健やかな体）今後１０年間で子どもの体力が，体力水準の高かった昭和６０年頃の水準を上回ることを目指すなど，生涯にわたってたくましく生きるために必要な健康や体力を養う。

【成果指標】
①体力の向上傾向を確実にする（今後１０年間で子どもの体力が昭和６０年頃の水準を上回ることを目指す）。
②学校における健康教育・健康管理の推進
・健康の重要性を認識し，日常生活の実践に生かしている児童生徒の割合の増加
・学校保健委員会を設置する学校の割合の増加
・朝食を欠食する子どもの割合の減少
・学校給食における地場産物を使用する割合の増加

＜５年間における具体的方策＞

基本施策１　確かな学力を身に付けるための教育内容・方法の充実

【基本的考え方】
○　子どもたちに基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等，主体的に学習に取り組む態度などの確かな学力を身に付けさせるため，教育内容・方法の一層の充実を図る。その際，特に，自ら課題を発見し解決する力，他者と協働するためのコミュニケーション能力，物事を多様な観点から論理的に考察する力などの育成を重視する。
○　このため，グループ学習やＩＣＴの活用等による協働型・双方向型の授業への革新，学校と家庭・地域との連携の推進を図りつつ，新学習指導要領を着実に実施する。また，高等学校段階においては，高校生としての基礎的・基本的な学力を確実に身に付けさせるため，生徒の学習の到達度を適切に把握する仕組みを導入するなど，高等学校教育の質保証に向けた取組を進めるとともに，各学校における地域の実情や生徒の実態を踏まえた育成すべき資質・能力に応じたきめ細かい施策を講じる。

【主な取組】

１－１　新学習指導要領の着実な実施とフォローアップ等（言語活動，理数教育，外国語教育，情報教育等の充実）

・　新学習指導要領の趣旨が各学校現場で理解され，実現されるよう周知・広報を推進する。特に，思考力・判断力・表現力等の効果的な育成に向け，各教科等を通じた言語活動の充実のための取組を推進するとともに，児童生徒のコミュニケーション能力や情報活用能力の育成，観察・実験の重視をはじめとした理数教育や外国語教育の充実のため，指導体制・教材等の整備や効果的な指導方法に係る情報の収集・提供などの支援に取り組む。

　また，全国学力・学習状況調査や国際的な学力調査などの結果等により，新学習指導要領の実施状況や学校現場が抱える課題を把握し，必要な支援策を講じるとともに，学習指導要領の不断の見直しを行う。さらに，土曜日における授業や体験活動の実施など，各地域の実情を踏まえ，土曜日の活用を促す。あわせて，新学習指導要領の実施以後の学校現場での指導の実態や課題等も踏まえながら，教科書の内容・体様等について，教科書発行者に対してより一層の改善を促す。

１－２　ＩＣＴの活用等による新たな学びの推進

・　確かな学力をより効果的に育成するため，言語活動の充実や，グループ学習，ＩＣＴの積極的な活用をはじめとする指導方法・指導体制の工夫改善を通じた協働型・双方向型の授業革新を推進する。
・　デジタル教科書・教材のモデルコンテンツの開発を進めつつ，各教科等の指導において情報端末やデジタルコンテンツ等を活用し，その効果を検証する実証研究を実施する。実証研究の成果を広く普及すること等により，地方公共団体等に学校のＩＣＴ環境整備を促す。また，学校において多様な情報端末でデジタル教材等を利用可能とするため，デジタル教材等の標準化を進める。さらに，できるだけ早期に全ての教員がＩＣＴを活用した指導ができることを目指し，教員のＩＣＴ活用指導力向上のための必要な施策を講じる。